

総務常任委員会に付託された事件について、審査した結果を御報告いたします。

議案第 2 号 令和 2 年度岩国市一般会計補正予算（第 7 号）

議案第 9 号 令和 3 年度岩国市一般会計予算

以上 2 議案のうち、本委員会所管分は、慎重審査の結果、原案妥当と認め可決すべきものと決しました。

議案第 10 号 令和 3 年度岩国市土地取得事業特別会計予算

議案第 24 号 岩国市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例

議案第 25 号 岩国市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

議案第 26 号 岩国市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第 27 号 岩国市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議案第 39 号 岩国市患者輸送艇の買入れについて

議案第 40 号 市道南桑 1 号線災害復旧工事請負契約の一部変更について

議案第 41 号 財産の無償譲渡について

議案第 42 号 指定管理者の指定について

議案第 43 号 指定管理者の指定について

議案第 54 号 山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について

議案第 56 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

以上 12 議案は、慎重審査の結果、原案妥当と認め可決すべきものと決しました。

それでは、審査の状況について、御報告いたします。

議案第 9 号 令和 3 年度岩国市一般会計予算のうち、本委員会所管分の審査におきまして、

消防費の防災学習館コンテンツ更新事業に関し、

委員中から、事業内容について質疑があり、

当局から、「地震や火災などの災害について、VR 装置を活用して体験できるシステムを導入するものであり、実際に体験していただくことにより、本市がどういった基準や考え方で避難勧告等を発令しているのか、また、どうやったら安全に逃げられるのかなどを学習していただくことを目的としている」との答弁がありました。

これを受けて、委員中から、防災学習館の今後の取組について質疑があり、

当局から、「このたび、防災学習館があるエリアに「愛宕山ふくろう公園」が完成することから、この公園を一体的に捉え、来場者の増加が図れるよう取り組んでまいりたい」との答弁がありました。

本議案のうち、本委員会所管分につきましては、討論において、一部委員から、「本市においては、「基地との共存」が掲げられ、また、施政方針の中で、基地を地域資源とし

て捉えることが示されており、当初予算にもそれが反映されていることから反対する」との意見がありましたので、挙手により採決いたしました結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、議案第24号 岩国市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の審査におきまして、

委員中から、「今回の条例改正により、新たに職員となった者に求められている宣誓書において、押印を省略することができるようになるとのことであるが、どのような根拠に基づいて、このような判断がなされたのか」との質疑があり、

当局から、「内閣府規制改革推進室内にある規制改革・行政改革担当大臣直轄チームにおいて、「地方公共団体における押印見直しマニュアル」が作成され、それに基づき、本市においては、「真に必要と認める場合を除いて押印の義務づけを廃止する」という方針を定めたところであり、その方針にのっとり、押印の省略は可能であると判断したものである」との答弁がありました。

本議案につきましては、討論において、一部委員から、「この条例改正によって、宣誓の重みがなくなることや、印鑑文化をなくす一歩になりかねないことを危惧することから、反対する」との意見がありましたので、挙手により採決いたしました結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

さらに、先ほど、「議案第57号 令和2年度岩国市一般会計補正予算（第8号）の撤回について」を承認いたしました。

本委員会では、当該議案の審査を行っておりますが、報告はいたしませんので申し添えます。

なお、そのほかの案件につきましては、特に申し上げるべきことはございません。

以上で、総務常任委員会の審査報告を終わります。